

介護保険をご利用されている方へ

対象者

18歳～65歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病の方が対象となります。

障害者手帳がなくてもお住いの市区町村で申請を行い、「障害福祉サービス受給者証」を取得することで利用することができます。

利用期間

1年6か月までの利用となりますが訓練の継続の必要性が認められた場合、1年の延長が可能です。(最長2年6か月)

利用するまでの手順

原則的には介護保険を利用している方は介護保険のサービスが優先されますが、障害福祉特有の機能訓練(社会生活力向上訓練)を希望される場合は、市町村の判断で支給決定される可能性があります。※下記参照

ご相談内容を確認して、市町村への申請の際に一緒に同行しサポート(ご利用者様が障害福祉における機能訓練を受ける効果を行政の職員に説明)させていただきます。

介護保険における機能訓練と障害者総合支援法による機能訓練の違い

介護保険における機能訓練

日常生活動作(食事、排泄、入浴、移動、移乗等)の機能回復(自立)を目指します。

サービス内容としては

- ① PT等による機能訓練
- ② 日常生活動作訓練
- ③ レクリエーション等

障害者総合支援法における自立訓練(機能訓練)

日常生活動作の自立だけでなく、地域社会で自分らしく生きるための機能回復を目指しています。

サービス内容としては

- ① 身体能力、日常生活動作能力、作業能力の向上を目指したPT、OT等による訓練
- ② 社会生活力の向上を目指した訓練(買物訓練、外出訓練、調理訓練、家事訓練薬の管理訓練、公共交通機関利用訓練等)
- ③ 高次機能障害等により生じている「生活のしづらさ」を解消する訓練(SST訓練集中力強化訓練等)
- ④ 就労等を目的とした訓練
- ⑤ レクリエーション、障害スポーツ等

※必要に応じ事業所外での訓練が必要な場合は自宅等でも実施します。